

(様式)

大阪市建設局設計・施工技術連絡会議 議事録

工 事 名	淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－１		
会 議 名 称	大阪市建設局設計・施工技術連絡会議（第２回）		
開 催 日 時	令和３年６月２４日（木）１３：３０～１５：００		
開 催 場 所	建設局野田工営所（淀川左岸線２期建設事務所）３階会議室		
出 席 者	発注者	設計者	受注者
	建設局淀川左岸線２期	株式会社	鴻池・あおみ・久本特定
	建設事務所	エイト日本技術開発	建設工事共同企業体
	設計課 建設課		
議題・議事の内容			
（１） 工事概要 淀川左岸線（２期）事業は、此花区高見から北区豊崎までの自動車専用道であり、淀川堤防と一体構造となるトンネル構造物を開削工法にて整備するものである。 本工事は、淀川左岸線（２期）事業のうち、福島区海老江６丁目から３丁目区間を対象とし、詳細設計付きの工事を行うものである。			
（２） 事案概要 本事案は、以下の項目について、設計変更案の妥当性を確認するものである。 ① 汚染土処理について、土壌汚染調査の結果、健全土と汚染土に仕分ける必要がある。 ② 躯体コンクリートの温度応力解析の結果、コンクリート配合、膨張材の添加及びひび割れ制御鉄筋を見直す必要がある。 ③ 仮栈橋工にあたり、国土交通省施工の堤体拡幅部の盛土を残置する事となったため、河川側土留背面の工事用動線が資材ヤードとしての使用が不可となったことが工事の進捗を阻害する要因となるため、仮栈橋の構造を見直す必要がある。			
事案に対する検討内容 ① 汚染土処理について、汚染土の概要図を基に、仕分方法やその範囲の妥当性を検討する。 ② 躯体コンクリートの温度ひび割れ対策検討経緯と対策方法を基に変更を行うことについて、その妥当性を検討する。 ③ 仮栈橋工について、仮栈橋幅員検討資料により、栈橋幅員の変更等について、その妥当性を検討する。			

(主な意見)

① 汚染土処理について

- ・ 1次掘削時の仕分方法については、適切であると考ええる。
- ・ 2次掘削以降に発生する残土の取扱い方針について、この場で定量的に評価することは難しいが、仕分作業について、簡単なことではないと言える。
- ・ 2次掘削以降に発生する残土についても、原則として健全土及び汚染土をそれぞれ仕分して処理することが望ましく、今後実施予定の認定調査結果により全容を明らかにした上で、精査すべきであると考ええる。

② 躯体コンクリートの温度ひび割れ対策について

- ・ 当工区における部材厚等を鑑みると、温度応力解析の結果、ひび割れ制御には最低でも低熱コンクリート以上の対策が必要となるとの認識であり、今回の対策について妥当であると考ええる。
- ・ 阪神高速道路(株)の指針において、ひび割れ誘発目地の採用は不可となっており、ひび割れ制御鉄筋の増強を採用する必要がある。

③ 仮栈橋工について

- ・ 当工区については、国土交通省施工の堤体拡幅部の盛土があるため、土留背面における工事車両用動線や資材ヤードの確保は困難であるとの認識である。
- ・ 躯体構築において栈橋直下の作業が多く、覆工板の開閉を伴うことや、設定工期を鑑みれば適切な対応であると考ええる。